

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和7年3月13日

南丹市長

市町村名 (市町村コード)	南丹市 (262137)
地域名 (地域内農業集落名)	園部町西本梅地域 (殿谷、埴生、南八田、天引、法京、大河内、若森、南大谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月10日 ～ 令和6年12月14日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

当地区は高齢化による農業者の減少が著しく、未耕作地も点在している。また、小規模農家は農業機械を更新するための補助金がなく農地を利用することが難しい状況にある。さらに鹿、イノシシに加え、アライグマや猿による獣害も厳しく、農業意欲を削いでいる。上記のように課題は多く存在するので、半農半X等多様な担い手や移住者にも声をかけ、地域総がかりで農地を利用・保全していく体制を整えていくことが必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、現存の担い手への農地集積や集約だけでなく、新規就農者の確保・育成の必要があるため、地域の態勢を整えていきたい。また、草刈りは圃場の周囲以外の農道や道路や堤防の法面等は地域住民で分担する等の仕組みを構築する。さらに農業のスマート化も進め、耕作者が効率よく営農できるようにし、併せて獣害柵の設置にも力を入れ、生産性の向上を図っていきたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	191.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	188.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及び農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
農地中間管理機構を活用し、認定農業者を中心に「農業を担う者」への集積を基本として取組んでいく。集約化に関しては、担い手間の話合いや地域の集会以てしっかりと話をし、検討していきたい。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
地域のできる限りの農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の意向を汲み取りつつ、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針※
現状取組み予定なし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
Uターンされた農家の後継者や空き家を購入された移住者に農地を斡旋し、新たな農業者として農地を守る担い手となってもらえる等定着まで切れ目のない相談・確保育成等取組みを展開していきたい。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
農業ができなくなった農地は生産組合が維持管理する等の対応を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策※	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①区域内には必要に応じて電気柵やネット等でイノシシやシカが圃場に侵入しないように対策してあるが、その修繕等維持管理を地元団体と協力して行う。

③認定農業者や大規模農家は積極的にスマート農業の活用を検討していく。

⑦地域総がかりで農地の保全・管理に伴う活動を協力し進めて行く。

⑧水を引くために川を堰き止めることをやめる等別の方法を考え、安全で負担の少ない方法を検討する。